

株 主 各 位

大阪市中央区北浜二丁目1番10号

光世証券株式会社

取締役社長 巽 大 介

第60回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第60回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

新型コロナウイルス感染症への感染リスク低減のため、株主様には可能な限りインターネット等による議決権の事前行使をお願い申し上げますとともに、株主総会にご来場される株主様におかれましては、マスク着用などの感染防止対策をお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2020年6月24日（水曜日）午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月25日（木曜日） 午前10時
2. 場 所 大阪市中央区北浜二丁目1番10号
当社本店 11階G Tホール
(末尾の会場案内図をご参照ください。)
3. 目 的 事 項
報 告 事 項 第60期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告および計算書類報告の件
決 議 事 項
第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役（監査等委員である者を除く。）4名選任の件
第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第5号議案 取締役（監査等委員である者を除く。）の報酬額設定の件
第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件
第7号議案 退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

4. 議決権の行使についてのご案内

(1) 書面による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2020年6月24日（水曜日）午後5時までに到着するようご返送ください。

(2) インターネットによる議決権行使の場合

インターネットにより議決権を行使される場合には、4頁の【インターネットによる議決権行使のご案内】をご高覧の上、2020年6月24日（水曜日）午後5時までに行使してください。

(3) 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いたします。また、インターネットによって複数回数議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いたします。

5. 招集にあたっての決定事項

インターネット開示についての事項

当社は、法令および定款第18条に基づき、別添の「第60期報告書」のうち次に掲げる事項を当社ウェブサイト（<https://www.kosei.co.jp/>）に掲載しておりますので、「第60期報告書」には記載していません。

(1) 事業報告

「新株予約権等に関する事項」、「会計監査人に関する事項」、「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」

(2) 計算書類

「計算書類の個別注記表」

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類ならびに事業報告および計算書類に修正すべき事項が生じた場合には、直ちに当社ウェブサイトにて修正後の内容を開示いたします。

<当社ウェブサイト> <https://www.kosei.co.jp/ir/>

新型コロナウイルス（COVID-19）感染防止対応について

当社は、2020年6月25日（木曜日）開催の第60回定時株主総会につきまして、新型コロナウイルスの感染予防および拡散防止のため、株主様の健康・安全を第一に考え、以下のとおり対応させていただきます。

何卒ご理解・ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

〈株主様へのお願い〉

- ・議決権行使書による議決権行使は、ご返送いただく過程や集計作業に伴い感染リスクが生じます。そこで、事前に議決権を行使していただくに際しては、できるだけ、インターネット等により議決権行使をいただきたくお願い申し上げます。
- ・総会日当日は、マスクの着用やアルコール消毒液での消毒をお願い申し上げます。
- ・株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により上記対応を更新する場合がございます。インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.kosei.co.jp/>) より、発信情報をご確認くださいませよう、併せてお願い申し上げます。

〈当社の対応〉

- ・感染拡大防止のため、座席の間隔を拡げることから、ご用意できる席数が例年より大幅に減少いたします。そのため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。予めご了承のほど、よろしくお願い申し上げます。
- ・株主総会の運営スタッフは、体調を確認のうえマスク着用で対応をさせていただきます。
- ・本総会においては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項（監査報告を含みます）および議案の詳細な説明は大幅に省略させていただく予定です。株主様におかれましては、事前に招集通知にお目通しいただけますようお願い申し上げます。

<インターネットによる議決権行使のご案内>

インターネットにより議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますよう、お願い申し上げます。

1. 議決権行使ウェブサイトについて

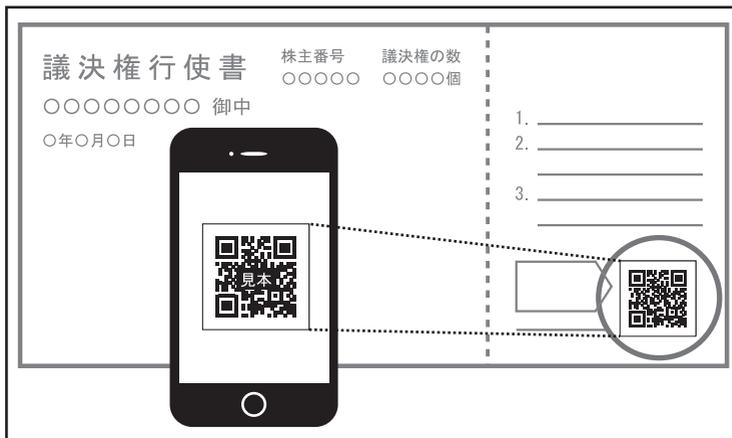
- (1) インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによるのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス ウェブ行使 <https://www.web54.net>

議決権の行使期限は、2020年6月24日(水曜日)午後5時までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。

- (2) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

2. 「スマート行使」による方法



- (1) 同封の議決権行使書用紙右下に記載のQRコードをスマートフォンにてお読み取りいただき、「スマート行使」へアクセスした上で、画面の案内に従って賛否をご入力ください。（議決権行使コード・パスワードのご入力不要です。）
- (2) 「スマート行使」による議決権行使は1回限りです。

3. 議決権行使コード・パスワード入力による方法

*** ログイン ***

●議決権行使コードを入力し、【ログイン】ボタンをクリックしてください。
●議決権行使コードは議決権行使書用紙に記載しております。
(電子メールにより招集ご通知を受領されている株主様の場合は、
招集ご通知電子メール本文に記載しております)

議決権行使コード:

- (1) 「議決権行使ウェブサイト」にアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
- (3) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- (4) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

4. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

- (1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

[電話] 0120 (652) 031 (受付時間 9 : 00~21 : 00)

- (2) その他のご照会は、以下の問い合わせ先をお願いいたします。

ア. 証券会社に口座をお持ちの株主様

証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社までお問い合わせください。

イ. 証券会社に口座のない株主様 (特別口座をお持ちの株主様)

三井住友信託銀行 証券代行事務センター

[電話] 0120 (782) 031 (受付時間 9 : 00~17 : 00 土日休日を除く)

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 剰余金処分に関する事項

当事業年度末において誠に遺憾ながら、繰越利益剰余金に欠損が生じておりますので、その欠損補填により財務体質の健全化を図るとともに、今後の株主還元をすることを目的としてその他資本剰余金を処分し、繰越利益剰余金に振替えたいと存じます。

減少する剰余金の項目及びその額、増加する剰余金の項目及びその額は次のとおりであります。

- ① 減少する剰余金の項目及びその額
その他資本剰余金 92,224,185円
- ② 増加する剰余金の項目及びその額
繰越利益剰余金 92,224,185円

2. 期末配当に関する事項

第60期の期末配当につきましては、継続的かつ安定的に配当を行うことを念頭に株主価値の向上を図る等、総合的な観点から勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

なお、このたびの配当原資は、その他資本剰余金とすることを予定しております。

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当に関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金7円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は、66,186,169円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2020年6月26日

第2号議案 定款一部変更の件

当社は、持続的成長と中長期的な企業価値の向上を図るため取締役会の監査・監督機能を強化するとともに、業務執行決定権限の取締役への委任による意思決定および業務執行の迅速化・効率化を図るため、今般、監査等委員会設置会社に移行したいと存じます。

これに伴い、機動的な資本政策および配当政策の遂行を可能とし、監査等委員会および監査等委員である取締役に係る規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。

なお、本議案における定款変更については、本総会の終結の時をもって効力が発生するものとします。

(下線部変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
第1条 (条文省略)	第1条 (現行どおり)
第3条 (機関の設置)	第3条 (機関の設置)
第4条 本会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) 会計監査人	第4条 本会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (削 除) (3) 会計監査人
第5条 (条文省略)	第5条 (現行どおり)
第19条	第19条
第 4 章 取締役および取締役会 (取締役の員数)	第 4 章 取締役および取締役会 (取締役の員数)
第20条 本会社の取締役は、8名以内とする。 (新 設)	第20条 本会社の取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) は、8名以内とする。 2. 本会社の取締役のうち、 <u>監査等委員である取締役は、3名以内とする。</u>
(取締役の選任)	(取締役の選任)
第21条 取締役の選任は、株主総会において議決権を行使できる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。	第21条 取締役の選任は、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して</u> 株主総会において議決権を行使できる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。
2. (条文省略)	2. (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の任期)</p> <p>第22条 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>2. 補欠として選任された取締役の任期は、退任した取締役の任期満了のときまでとする。</p>	<p>(取締役の任期)</p> <p>第22条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。</p> <p>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。</p> <p>3. 任期の満了前に退任した監査等委員である<u>取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期満了のときまでとする。</u></p>
<p>(役付取締役)</p> <p>第23条 取締役会の決議により、取締役会長、取締役社長各1名、ならびに取締役副会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役若干名を選定することができる。</p>	<p>(役付取締役)</p> <p>第23条 取締役会の決議により、<u>取締役(監査等委員であるものを除く。)</u>の中から、取締役会長、取締役社長各1名、ならびに取締役副会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役若干名を選定することができる。</p>
<p>第24条 } (条 文 省 略)</p>	<p>第24条 } (現 行 ど お り)</p>
<p>第27条 (取締役会の招集通知)</p> <p>第28条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合は、これを短縮することができる。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>第27条 (取締役会の招集通知)</p> <p>第28条 取締役会の招集通知は、各取締役に對し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合は、これを短縮することができる。</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任)</p>
	<p>第29条 <u>本会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の決議の方法)</p> <p>第29条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって決定する。</p> <p>2. <u>取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の決議に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。</u></p>	<p>(取締役会の決議の方法)</p> <p>第30条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって決定する。</p> <p>2. <u>本会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。</u></p>
<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第30条 取締役会の議事については、議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p>	<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第31条 取締役会の議事については、議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。</p>
<p>(取締役の報酬等)</p> <p>第31条 取締役の報酬、賞与其他職務執行の対価として本会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(取締役の報酬等)</p> <p>第32条 取締役の報酬、賞与其他職務執行の対価として本会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区分して、株主総会の決議によって定める。</u></p>
<p>第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>第 5 章 監査等委員会</p> <p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p>第33条 <u>監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合は、これを短縮することができる。</u></p> <p>(監査等委員会規程)</p> <p>第34条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役の員数) 第32条 本会社の監査役は、3名以内とする。</p>	(削 除)
<p>(監査役の選任) 第33条 監査役の選任は、株主総会において議決権を行使できる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</p>	(削 除)
<p>(監査役の任期) 第34条 監査役の任期は、就任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。 2. 補欠として選任された監査役の任期は、現任監査役の任期の満了するときまでとする。</p>	(削 除)
<p>(常勤の監査役) 第35条 監査役会は、監査役の中から常勤監査役を選定する。</p>	(削 除)
<p>(監査役会の招集通知) 第36条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合は、これを短縮することができる。</p>	(削 除)
<p>(監査役会の決議の方法) 第37条 監査役会の決議は、法令に別段の定めのある場合を除き、監査役の過半数をもっておこなう。</p>	(削 除)
<p>(監査役会の議事録) 第38条 監査役会の議事については、議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p>	(削 除)
<p>(監査役の報酬等) 第39条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	(削 除)
<p>(監査役会規程) 第40条 監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p>	(削 除)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 6 章 取締役、監査役の責任免除 (損害賠償責任の一部免除)</p> <p>第41条 本会社は、会社法第426条第1項の規定により、<u>任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)、および監査役(監査役であった者を含む。)</u>の損害賠償責任を、<u>法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2. 本会社は、<u>会社法第427条第1項の規定により社外取締役および社外監査役との間に、同法第423条第1項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が定める金額とする。</u></p> <p>(新 設)</p>	<p>第 6 章 役員等の責任免除 (取締役等の会社に対する責任の免除)</p> <p>第35条 本会社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる役員等(役員等であった者を含む。)</u>の損害賠償責任を法令の限度において、<u>取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(<u>非業務執行取締役等の責任の制限</u>)</p> <p>第36条 本会社は、<u>会社法第427条第1項の規定により非業務執行取締役等との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が定める金額とする。</u></p>
<p>第 7 章 計 算</p> <p>第42条 (条 文 省 略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(<u>期末配当金</u>)</p> <p>第43条 <u>本会社は、株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、金銭による剰余金の配当(以下「期末配当金」という。)を支払う。</u></p>	<p>第 7 章 計 算</p> <p>第37条 (現 行 ど お り)</p> <p>(<u>剰余金の配当等の決定機関</u>)</p> <p>第38条 本会社は、<u>剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる。</u></p> <p>(<u>剰余金の配当の基準日</u>)</p> <p>第39条 <u>本会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p> <p>(削 除)</p>

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3	いしかわたくや 石川 卓也 (1963年6月12日生)	1985年4月 当社入社 1997年12月 システム部課長 2011年4月 システムソリューショングループ担当執行役員 2019年6月 当社取締役システムソリューショングループ兼ネット事業推進グループ兼管理部門管掌 現在に至る	3,303株
4	やまもとまさはる 山本 将晴 (1970年1月8日生)	2002年2月 税理士登録 2002年10月 山本会計事務所所長 2008年6月 当社取締役 現在に至る	21,271株

(注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 山本将晴氏は、社外取締役の候補者であります。

同氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。

3. 社外取締役候補者に関する特記事項は以下のとおりです。

(1) 社外取締役候補者の選任理由について

山本将晴氏は、過去に直接会社の経営に関与された経験はありませんが、当社の社外取締役として、税務、財務、経理面の豊富な専門的知識を活かし、適切な意見をいただいております。今後引き続き取締役会の意思決定に際して適切に職務を遂行していただけるものと判断いたしました。

なお、同氏の当社社外取締役就任期間は本定時株主総会終結の時をもって12年となります。

(2) 責任限定契約について

山本将晴氏との間において、定款の定めに基づき、損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償の限度額は法令が定める最低責任限度額であります。

本定時株主総会において、同氏の選任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」をご承認いただきますと、当社は監査等委員会設置会社となり、監査役3名全員は、任期満了により退任となります。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案にかかる決議の効力は、第2号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として、効力を生じるものとします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

監査等委員である取締役候補者

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
※1	もり まさ ゆき 森 正 行 (1965年2月2日生)	1993年4月 当社入社 2008年4月 監査部門部長代理 2012年6月 当社監査役 2019年6月 当社監査役退任 監査グループ兼内部統制監査室 担当執行役員 現在に至る	—
※2	こ だま のり お 児 玉 憲 夫 (1935年10月3日生)	1962年4月 弁護士登録 1999年4月 新世綜合法律事務所所長 (現任) 2000年4月 大阪弁護士会会長 日本弁護士連合会副会長 2004年6月 当社監査役 現在に至る	5,000株
※3	むら かた さとし 村 形 聡 (1964年6月16日生)	1987年9月 監査法人中央会計事務所入所 1995年10月 村形公認会計士事務所 設立 (現任) 2007年8月 税理士法人ゼニックス・コンサル ティング 設立 CEO (現任) 2009年6月 当社監査役 現在に至る	—

(注) 1. ※印は、新任の監査等委員である取締役候補者であります。

2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

3. 児玉憲夫、村形 聡の両氏は、社外取締役候補者であります。

4. 社外取締役候補者の選任理由について

(1) 児玉憲夫氏は、過去に直接会社の経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての豊富な経験、見識等をもとに主にコンプライアンスの観点から、現在当社の社外監査役としての職務を適切に遂行していただいております。今後も同様の職務の遂行を期待しており、監査等委員である取締役候補者として選任をお願いするものであります。

(2) 村形 聡氏は、公認会計士、税理士としての豊富な経験、見識等をもとに現在当社の社外監査役としての職務を適切に遂行していただいております。今後も同様の職務の遂行を期待しており、監査等委員である取締役候補者として選任をお願いするものであります。

5. 責任限定契約について

当社は、児玉憲夫、村形 聡の両氏との間で法令に定める限度まで責任を限定する責任限定契約を締結しております。両氏の選任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。

第5号議案 取締役（監査等委員である者を除く。）の報酬額設定の件

第2号議案「定款一部変更の件」をご承認いただきますと、当社は監査等委員会設置会社に移行することとなります。

当社の取締役報酬額は、1986年12月19日開催の第26回定時株主総会において、年額2億5千万円以内とご承認いただき今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止し、会社法第361条第1項および第2項の定めに従い、新たに取締役（監査等委員である者を除く。）の報酬額を、年額2億5千万円以内（うち社外取締役分は年額3千万円以内）と定めさせていただきたいと存じます。

第2号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「取締役（監査等委員である者を除く。）4名選任の件」の効力が生じますと、取締役（監査等委員である者を除く。）は、4名となる予定です。

本議案にかかる決議の効力は、第2号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として、効力を生じるものとします。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

第2号議案「定款一部変更の件」をご承認いただきますと、当社は監査等委員会設置会社に移行することとなります。

当社の監査役報酬額は、1994年6月29日開催の第34回定時株主総会において、年額3千万円以内とご承認いただき今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止し、会社法第361条第1項および第2項の定めに従い、新たに監査等委員である取締役の報酬額を、年額3千万円以内（うち社外取締役は2千万円以内）と定めさせていただきたいと存じます。

第2号議案「定款一部変更の件」および第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」の効力が生じますと、監査等委員である取締役は、3名となる予定です。

本議案にかかる決議の効力は、第2号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として、効力を生じるものとします。

第7号議案 退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査役を退任されます小河伸二氏に対し、在任中の労に報いるため、当社所定の内規に従い、相当額の範囲内において退職慰労金を贈呈することといたしたく存じます。なお、その具体的な金額、贈呈の時期、方法などは、監査等委員である取締役の協議にご一任願いたいと存じます。

退任監査役の略歴は次のとおりです。

本議案にかかる決議の効力は、第2号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として、効力を生じるものとします。

氏名	略歴
こかわ しんじ 小河 伸二	2019年6月 当社監査役（現任）

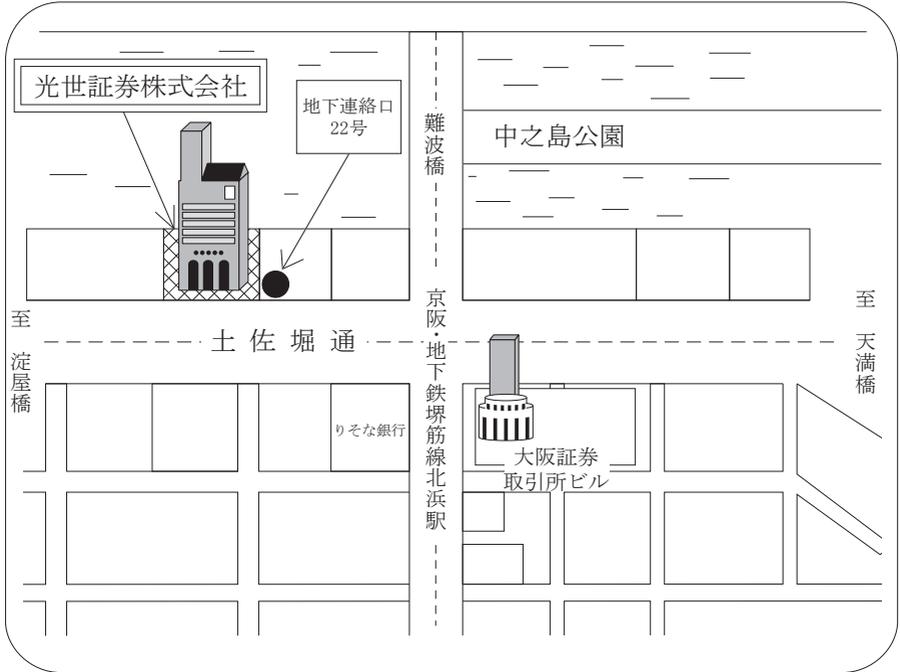
以上

株主総会会場ご案内略図

会 場

当社本店 11階GTホール

大阪市中央区北浜二丁目1番10号



〔最寄の駅〕

地下鉄 堺筋線 北浜駅 徒歩2分

地下鉄 御堂筋線 淀屋橋駅 徒歩5分

京阪電鉄 北浜駅 徒歩2分

当日は、駐車できませんので、お車でのご来場はご遠慮いただきますようお願いいたします。